

## 平戸市コンベンション開催事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、平戸市ひらど生き活きまちづくり事業実施規則（平成17年平戸市規則第19号）第2条第4号に規定する心ふれあうまちづくり事業に資するため、コンベンション等を支援する一般社団法人平戸観光協会（以下「観光協会」という。）に対し、予算の範囲内において平戸市コンベンション開催事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、平戸市補助金等交付規則（平成17年平戸市規則第43号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この告示において「コンベンション等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 学術研究団体が行う学会及び研究会
- (2) 各種団体が行う会議及び催事
- (3) 各種スポーツ団体が行う競技会及びスポーツ合宿
- (4) 平戸市外の学校、事業者等が行う勉強合宿

### (補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、平戸市内の宿泊施設に宿泊する参加者の延べ人数が25人以上で、平戸市内で開催されるコンベンション等とする。

2 次の各号のいずれかに該当するものは、助成の対象としない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 政治的、宗教的活動又は営利活動を目的とするもの
- (2) 国又は地方公共団体から他に補助金の交付又は補助金に類する支援を受けるもの
- (3) 競技会で平戸市スポーツ推進事業補助金交付要綱（平成17年平戸市教育委員会告示第10号）による補助金の交付を受けるもの
- (4) スポーツ合宿で公共のスポーツ施設を使用しないもの
- (5) 勉強合宿で市内宿泊が2日以内のもの
- (6) その他市長が不相当と認めるもの

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の表に掲げる延べ宿泊人数の区分に応じた補助基準額とする。

ただし、長崎県コンベンション開催助成事業補助金実施要綱（平成23年長崎県告示第470号）の対象事業とならなかった場合は、補助基準額の2分の1以内とする。

延べ宿泊人数	補助基準額
25人以上50人未満	50,000円
50人以上100人未満	100,000円
100人以上200人未満	200,000円
200人以上300人未満	400,000円
300人以上500人未満	600,000円
500人以上1,000人未満	1,000,000円
1,000人以上2,000人未満	1,200,000円
2,000人以上3,000人未満	2,200,000円
3,000人以上	3,200,000円

2 市長が特に必要と認めるときは、別に定める基準に基づき予算の範囲内で補助金を加算できるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 観光協会は、補助金の交付を受けようとする場合は、市長に対し、規則第4条に基づく補助金交付申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 平戸市コンベンション開催事業補助金事業計画書（様式第1号）
- (2) 当該事業に係る収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(実績報告)

第6条 観光協会は、事業が完了した場合は、速やかに規則第13条の規定に基づく実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 平戸市コンベンション開催事業費補助金収支決算書（様式第2号）
- (2) 宿泊証明書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。